

府政政調第287号
令和3年6月4日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

内閣府政策統括官（政策調整担当）
（公印省略）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
の一部を改正する法律の公布について（通知）

平素より障害者施策の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）については、第204回通常国会において令和3年5月28日に成立し、本日6月4日、令和3年法律第56号として公布され、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされたところです。

（別添1）

貴職におかれましては、特に下記第2の4及び5等の改正の概要等について御了知いただきますとともに、その円滑な施行に向けて、福祉、教育その他関係部局（関係事業者の事業を所管している部局を含む。）の間における連携を図り、運用に格別の御配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）、関係機関・団体及び住民に対して、各指定都市におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、改正の趣旨等を広く周知するなど、よろしくお取り計らいいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するため

の支援措置を強化する措置を講ずることとする。

第2 改正の概要

1 国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。(第3条関係)

2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に定める事項の追加

国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を、基本方針に定める事項として追加することとする。(第6条第2項関係)

3 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改めることとする。(第8条第2項関係)

4 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の見直し

国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材の育成及び確保をする責務を明確化することとする。(第14条関係)

5 障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理及び提供の強化

地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。(第16条関係)

第3 施行期日

公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（改正法附則関係）

第4 附帯決議

改正法に関して、衆議院内閣委員会と参議院内閣委員会においてそれぞれ附帯決議が付されているので留意すること。(別添2)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

改正法	現 行
<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p><u>2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に 関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、 適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力し なければならない。</u></p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向</p> <p>二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p>三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p><u>四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項</u></p> <p>五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(事業者における障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において</p>	<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向</p> <p>二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p>三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p>(新設)</p> <p>四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(事業者における障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において</p>

、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 (略)

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 (略)

(新設)